

令和6年宇治田原町総務建設常任委員会

令和6年3月12日

午前10時開議

議事日程

日程第1 付託議案審査

議案第14号 宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについて

議案第15号 宇治田原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

議案第25号 宇治田原町監査委員条例の一部を改正する条例を制定するについて

議案第27号 指定管理者の指定について（宇治田原町奥山田ふれあい交流館）

議案第23号 宇治田原町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

議案第24号 宇治田原町水道布設工事監督者の設置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

議案第30号 指定管理者の指定について（銘城台自然公園）

議案第31号 指定管理者の指定について（銘城台児童公園）

議案第32号 指定管理者の指定について（緑苑坂てんじんやま公園）

議案第33号 指定管理者の指定について（緑苑坂にし公園）

議案第34号 指定管理者の指定について（緑苑坂なか公園）

議案第35号 指定管理者の指定について（宇治田原町林業センター）

議案第36号 指定管理者の指定について（森林総合利用施設（末山及びくつわ池自然公園））

議案第37号 指定管理者の指定について（宇治田原町商工センター）

議案第38号 指定管理者の指定について（宇治田原町お茶の京都交流拠点施設）

議案第39号 城南衛生管理組合規約の変更について

日程第2 各課所管事項報告について

○建設環境課所管

- ・第3期宇治田原町環境基本計画に係るパブリックコメントの実施結果について
- ・第4回宇治田原町環境保全計画策定委員会の開催結果について

○まちづくり推進課所管

- ・第9回宇治田原町地域公共交通活性化協議会の開催結果について
- ・沖縄県南城市との交流について
- ・新名神高速道路建設事業等の進捗について

○産業観光課所管

- ・ため池ハザードマップについて

○上下水道課所管

- ・宇治田原町水道事業及び下水道事業経営等審議会令和5年度第2回会議結果について

日程第3 その他

1. 出席委員

委員長	10番	原 田 周 一	委員
	1 番	山 内 実 貴 子	委員
	7 番	藤 本 英 樹	委員
	8 番	今 西 利 行	委員
	12番	浅 田 晃 弘	議長

1. 欠席委員

副委員長	6 番	宇佐美 ま り	委員
------	-----	---------	----

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副	町	長	山	下	康	之	君
政	策	監	星	野	欽	也	君

総務担当理事	奥谷明君
建設事業担当理事	垣内清文君
総務課長	村山和弘君
総務課課長補佐	廣島尚夫君
総務課課長補佐	飯田謙吾君
総務課課長補佐	西尾岳士君
企画財政課長	中地智之君
企画財政課課長補佐	岡本博和君
税住民課長	廣島照美君
建設環境課長	谷出智君
建設環境課課長補佐	市川博己君
まちづくり推進課 課長補佐	植村和仁君
産業観光課長	田村徹君
産業観光課課長補佐	檜木忍君
上下水道課長	下岡浩喜君
上下水道課課長補佐	垣内紀男君
上下水道課課長補佐	森本崇嗣君
上下水道課課長補佐	石田隆義君
会計管理者兼会計課長	長谷川みどり君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	矢野里志君
庶務係長	重富康宏君

開 会 午前10時00分

○委員長（原田周一） 皆さん、おはようございます。

昨日の予算特別委員会に続きまして、連日ですけれども、どうもお疲れとは思いますが、よろしくお願いいたします。

会議を始めます前に、ご報告申し上げます。本日、宇佐美副委員長より欠席の申出があり、これを許可しておりますので、ご報告いたします。

本日は、総務建設常任委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご出席いただき、誠にありがとうございます。

本委員会は、3月4日の開会日に上程され、付託されました16議案の付託審査及び各課所管事項報告につきまして、お手元に配付しました日程表により審査を行うこといたします。また、町当局よりの資料につきましても、お手元に配付いたしておりますので、ご確認をお願いいたします。

付託議案につきましては、委員各位の慎重な審査をお願いいたします。

本日の委員会において不適切な発言等ありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ここで、理事者より発言を求められておりますので、これを許します。山下副町長。

○副町長（山下康之） それでは、改めましておはようございます。

本日は、令和6年第1回定例会3月議会の開会中におきます総務建設常任委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

当委員会の原田委員長さんはじめ、各委員の皆さんにはどうぞよろしくお願い申し上げます。

もう3月もいよいよ半ばになってきたところでございますけれども、庁舎の横ではヒバリが鳴いたり、家の近くではウグイスが鳴いたという、春を感じるような季節になってまいりましたが、ここ数日、非常に寒さが厳しくなったというようなことで、本当に3月は三寒四温と、こういうように申すとおりのかなというふうに思っておりますけれども、非常に夜も朝も寒いということでございますので、委員各位におかれても、まずは健康にはご留意いただいて、また引き続きご活躍をいただきたいというふうに思っているところでございます。

昨日の予算の委員会に引き続いて、大変お疲れのところ、ご苦労いただくわけでございますけれども、昨日、予算特別委員会の開会で町長がご挨拶申し上げておりますけれども、ちょうど昨日、東日本の大震災から丸13年ということで、本当にたくさんの方が亡くなられたということで、本当にご冥福をお祈りするところでございますけれども、まだ行方不明者の方もおられるということでございますけれども、昨日もそういった祈る日ということでございましたので、その時間に合わせて職員なり、また来られている方に黙禱をお願いいたしまして、町として1月17日の日には職員の参集、そういった伝達もいたしましたけれども、今回は宇治田原町と近隣で応援協定を結んでおります滋賀県では大津市さん、甲賀市さん、また兵庫県の加東市さん、そして、岐阜県揖斐郡池田町さんと、これは応援協定を結んでいる市町として、情報伝達訓練をいたしまして、常にこういった情報をお互いにできるように、他の市町とそういった協定に基づく取組も進めたところでございます。

そういった中で、今年も本当に1月1日に能登半島での地震ということで、これも本当に大きな災害ということで、今でもまだ241名の方が亡くなって、また15名の方がまだ行方不明だということで、本当にご冥福をお祈りするところでございますけれども、また避難を余儀なくされている方もたくさんおられる中で、特に断水でもまだ1万6,730戸の方が断水になっておられるということで、まだまだ復旧、復興までは先のことでございますけれども、町といたしましてもしっかりと支援をしていくということで、避難所の運営のほうには職員を2班、2グループ、支援に行ってもらったところでございまして、2月から後は給水の活動ということで、これも行っていただきまして、この前の3月8日に出発いたしまして、今現在、能登町のほうで給水活動に今、職員3名が応援に行っておりまして、状況を見ていますと順調に給水活動できて、町の人に喜んでいただいているということですけれども、まだまだその周りは復旧には至っていないというようなところでございますけれども、3名ということでございますので、本町の水道の給水車1台と、そして公用車1台と、車両2台と職員3名が行っておりまして、毎回、向こうの様子等々を報告いただいているところでございますけれども、そういった今後の町といたしましても、いろんな状況を見て、本町でもまた教訓をしっかりとつけて、今後、何が起こるか分かりませんので、今日も防災、減災にしっかりと力を入れていきたいというふうに思っているところでございます。

そういった中、先週にまた小学校で学級閉鎖があったということで、議員の皆さんにはお知らせをしたところでございますけれども、今日現在、見てみますと、コロナの感

染者はございませんけれども、維孝館中学校で6名の方がインフルエンザにかかっておられる、また田原小学校では3名、宇治田原小学校では7名、保育所では5名、全てちょっとインフルエンザが収まりつつあるものの、まだちょっと感染されているというようなところでございまして、コロナに感染された方はいないというようにも聞いておるところでございすけれども。

そうした中、今度、3月14日には維孝館中学校の卒業式、また3月19日には各小学校の卒業式、また3月23日には保育所の卒所式、これを予定しておりますので、元気にまたそして出席をいただきたいというふうに思っておりますし、また委員各位におかれては、またいろんな角度からどうぞよろしく願いを申し上げていきたいというふうに思います。

本日は開会中の常任委員会ということで、この所管では、先ほど委員長からございました付託議案審査が16件と多岐にわたっております。そういった中では、後でまた担当のほうから説明させていただきますので、どうぞご可決賜りますようお願いを申し上げたいと。また、その後において各課のほうから所管事項の報告もたくさんございますので、最後までどうぞよろしく願い申し上げたいというふうに思います。

先ほど申し上げましたけれども、こういった時期でございすので、委員各位におかれては、まずは健康にご留意いただきまして、引き続きご活躍されますよう心からお祈り申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いします。以上でございす。

○委員長（原田周一）　ただいまの出席委員数は4名でございす。既に定足数に達しておりますので、直ちに本日の総務建設常任委員会を開きます。

これより、議事に入ります。

◎付託議案審査

○委員長（原田周一）　日程第1、付託議案審査について。

◎議案第14号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（原田周一）　議案第14号、宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。村山総務課長。

○総務課長（村山和弘）　改めまして、おはようございす。

それでは、議案第14号、宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するにつきまして、ご説明のほう申し上げます。

議案第14号の資料のほうをご覧いただきたいと存じます。

まず、1. 趣旨でございますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものでございます。

次に、2. 改正内容でございます。

①といたしまして、非常勤消防団員等の補償基礎額の改定につきましては、表内の括弧書き内の現行の補償基礎額に対しまして、その左側に書かせていただいております額に改正をするものでございます。

そして、②消防作業従事者等の補償基礎額の最低額の改定につきましては、消防作業従事者等の補償基礎額を8,900円から9,100円に引き上げるものでございます。

最後、3の施行期日等につきましては、令和6年4月1日から施行するものでございます。なお、令和6年4月1日以後に支給すべき事由の生じた非常勤消防団員等に係る損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長（原田周一） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） よろしいですか。

特にないようでございますので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 異議なしと認めます。

議案第14号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（原田周一） 挙手全員。よって議案第14号、宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第15号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（原田周一） 次に、議案第15号、宇治田原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。中地企画財政課長。

○企画財政課長（中地智之） それでは、議案第15号、宇治田原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

本条例改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法でございますけれども、この法律の一部が改正されることに伴いまして、町の条例に文言の定義等、所要の改正を加えるものでございます。

具体的には、マイナンバー法の別表第2を削り、別表第1を別表とするとともに、この別表に掲げられている事務に準ずる事務で性質が同質であるものについてもマイナンバーの利用を可能とすることに加えまして、個人番号の情報連携を行う事務について、この法律の別表第2が廃止されることに伴いまして、今後は主務省令に規定されることになりますことから、情報連携を行う事務を特定個人番号利用事務と定義することなどによりまして、法律と条例の対応関係を保持するものでございます。

施行日につきましては、この法律の公布の日から起算して1年3月以内の政令で定める日とされており、今後政令で示される日から有効となるよう規定をしたものでございます。

説明については、以上でございます。

○委員長（原田周一） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。今西委員。

○委員（今西利行） 第2条で特定個人番号利用事務、それから利用特定個人情報という用語を追加することのこと。第4条で用語が変わるんですが、実際に事務内容がどのように変わるか、教えてもらえますか。

○委員長（原田周一） 中地課長。

○企画財政課長（中地智之） 事務内容が変わるというふうなことは想定しておりません。

法律の個人番号を利用するとされている事務のところというのは、今後も引き続き法律に規定をされます。ただ、現行の法律で別表第2というところに定められておりますマイナンバーの情報連携をすることができる事務というものの規定が法律になくなって、ここが主務省令で今後は示されるということになりますので、今回の本町の条例改正においては、先ほど申し上げたとおり、条例と法律との相関を、これを放置しますと、参照する先がなくなってしまうので、それを整えるために行うものということになります。

ただ、今後は当然、マイナンバーを利用する事務が追加されたりすれば、また本町が情報連携する事務というのも、当然、それに伴って変更はされることになるとは思いますが、今回の条例改正というのはあくまでも文言の定義の追加というふうにご理解いただければと思います。以上でございます。

○委員長（原田周一） 今西委員。

○委員（今西利行） 今の説明では、事務内容変わらないということですが、法でマイナンバー利用が認められている事務に準ずる事務については、今、説明があったように省令で対応が可能となっております。現在、マイナンバー制度に対する様々な問題が起こっている中で、利用拡大につながると、今回の改定については問題があるというふうに思います。答弁結構ですが、そのことだけを指摘しておきたいと思います。以上です。

○委員長（原田周一） よろしいですね、答弁は。

○委員（今西利行） はい。

○委員長（原田周一） ほかに、質疑ある方ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 特にないようでございますので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 異議なしと認めます。

議案第15号の討論を行います。直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

- 委員長（原田周一） 挙手多数。よって、議案第15号、宇治田原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第25号の説明、質疑、討論、採決

- 委員長（原田周一） 次に、議案第25号、宇治田原町監査委員条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。山下副町長。

- 副町長（山下康之） それでは、議案第25号、宇治田原町監査委員条例の一部を改正する条例を制定するにつきまして、説明のほうをさせていただきたいと思います。

お手元の議案書の後ろ、資料のほうもつけさせていただいておりますけれども、今回、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、地方自治法の規定に繰下げが生じたことによります引用条項の改正を行うもので、第243条の2の2第3項を第243条の2の8第3項とするものでございます。

施行期日は、令和6年4月1日としております。

以上、よろしくご審議を賜り、ご可決賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

- 委員長（原田周一） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方、挙手願います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長（原田周一） 特に質疑がないようでございますので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長（原田周一） 異議なしと認めます。

議案第25号の討論を行います。直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（原田周一） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（原田周一） 挙手全員。よって、議案第25号、宇治田原町監査委員条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第27号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（原田周一） 次に、議案第27号、指定管理者の指定について（宇治田原町奥山田ふれあい交流館）を議題といたします。

当局の説明を求めます。中地企画財政課長。

○企画財政課長（中地智之） それでは、議案第27号、指定管理者の指定（宇治田原町奥山田ふれあい交流館）につきましてご説明を申し上げます。

まず今回の指定管理者の指定に関する議案につきましては、議案第27号から第38号までの12議案がございます。この12議案につきましては、それぞれ12施設の指定期間が令和6年3月31日に満了いたしますことから、引き続きこれらの施設につきまして、指定管理者を指定しようとするために、議会の議決を求めるものでございます。

なお、これらの施設につきましては、これまでからおのこの公共的団体により適切に管理、運営が行われてきたところでございまして、今後とも円滑な管理、運営が期待できると見込まれることから、引き続き、これらの団体を指定管理者として指定させていただこうとするものでございます。

議案第27号のご説明をさせていただく前に、まず指定管理者制度につきまして、A4縦長の資料で概要のご説明を申し上げたいと思います。

指定管理者制度とは、条例の定めるところによりまして、法人その他の団体であって地方公共団体が指定するもの、すなわち指定管理者に文化施設、公園施設などの公の施設の管理を行わせる制度でございまして、平成15年の地方自治法の改正によりまして創設された制度でございます。

この制度は公の施設の管理に民間の能力を活用することで、経費の節減等を図ることを目的とするもので、民間事業者やNPO、ボランティア団体等、幅広い団体等に管理を行わせるようにできるようになったところでございます。

指定管理の指定に際しましては、施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間等につきまして、あらかじめ議会の議決をいただく必要がございますことから、今

回、議案提出をさせていただいたものでございます。

資料の裏面をご覧くださいませうか。項番、6番でございます。

本町における指定管理者制度の導入状況でございます。

現在、12の公の施設でこの指定管理者制度を導入しております。対象となる施設は今回、議案を提出させていただいております12議案、12施設となっております。別添の横表の資料に掲げておりますとおりでございます。

以上、簡単ですが、指定管理者制度の概要説明とさせていただきます。ここで企画財政課所管といたしまして、議案第27号の奥山田ふれあい交流館に関しましてご説明を申し上げたいと存じます。

こちらの施設につきましては、旧奥山田小学校跡地を改修し、奥山田ふれあい交流館として活用させていただいております。当該施設は平成26年7月1日から指定管理を開始以来、奥山田区に指定管理を委託させていただいているものでございます。

令和6年4月1日からの3年間につきましても、引き続き、奥山田区によって指定管理をお願いしたいと考えているところでございます。

指定管理者制度の手続条例第2条には公募をしなければならないと規定しておりますが、一方で同じく第4条におきまして、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が相当程度期待できると認められるときは、公募によらず選定できるという規定がございます。設置当初は公募をさせていただきましたが、以降につきましては、奥山田区をお願いしておりますことから、今回も令和6年4月1日から3年間、奥山田区に指定管理をお願いしたいと考えているところでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長（原田周一） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方、挙手願います。ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 特に質疑がないようでございますので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 異議なしと認めます。

議案第27号の討論を行います。直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（原田周一） 挙手全員。よって、議案第27号、指定管理者の指定について（宇治田原町奥山田ふれあい交流館）は、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります付託議案審査を終了いたします。

これで、日程に掲げておりますただいま出席の所管分の付託議案審査を終了いたしますが、その他委員から何かございましたら、挙手をお願いいたします。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 当局のほうから、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

○委員長（原田周一） 今、これ総務のその他で。ありますか。それでは、藤本委員。

○委員（藤本英樹） すみません。ちょっと1件、住民の方から苦情をいただいたんですが、来庁された方が役場に入っても「いらっしゃいませ」とか、そういう一言も声をかけられないと。全体的に職場の雰囲気が暗い、銀行などでは率先して声をかけられて「いらっしゃいませ」というふうに言われますし、また職員と庁舎内ですれ違うても、「こんにちは」とか会釈もないような状態というふうに苦言を聞いています。

また、電話のほうの対応についても、最後に「それでは失礼します」など、一言声をかけてもらえれば、かけているほうの印象も変わるんじゃないかと、また、住民の方からも、よく教育された職場やなというふうに思ってもらえると思うんですけれども、どのように職員教育をされているのか、ちょっとお聞かせいただけたらと思います。

○委員長（原田周一） 山下副町長。

○副町長（山下康之） ただいまの藤本委員からの、私のほうから答弁申し上げたいと思います。

日頃から、やっぱりこういったところは常に真心を持って対応するよということ、日頃からおもてなしの心を中心に対応はしっかりさせていただいているというふうには認識しているところでございますけれども、特に、2月から3月にかけて、ちょうど申告時期でもございましたので、本当にたくさんの方がお見えになって、職員もあわだしく対応していたというような現状もあったところでございますけれども。

その中、当然、お見えになった方についてはしっかり挨拶するというのは、これはも

う基本でありますけれども、なかなかちょっとそっちのほうに行かなんだということで、この方には大変不愉快な思いをさせて、申し訳ないように思っておりますけれども。

いつも、私、申し上げているのは、まず庁舎に来られたときに必ず挨拶をすると同時に、その方がどこへ行かんなんということが自分で知っておられる方は、そちらを向いて歩いて行かれると、これは当然のことやと。ところが、この話はどこへ行ったらいいか、あるいはこの相談はどうなのか、あるいはこの申請はどうなのかというて、庁舎の中を左右に見られる、こういう方は本当にどちらのほうに行ったらいいか分からないという方でございますので、そういった方にはしっかりお声をかけて対応すると、これが基本でございますので、職員にもしっかり、私のほうから、日頃から伝えておりますし、また、今回、こういうふうなお話も今いただきましたので、なお一層しっかりと対応ができるように、また、私はしていたようには思いますけれども、ただ、その方には非常に申し訳なかったと思いますけれども、大きく声も、ちょっと小さかったら聞こえにくいということもございますし、できるだけ、大きい声で、分かっていたできるように、しっかりとした対応を引き続いてやっていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げまして、対応のほうしっかりするということで、よろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

○委員長（原田周一） 藤本委員。

○委員（藤本英樹） ありがとうございます。今後は職員にマナーを徹底していただいて、来庁していただいた方が気持ちよく帰ってもらえるような役場を目指して取り組んでいただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（原田周一） よろしいですか。

○委員（藤本英樹） はい。

○委員長（原田周一） ほかにございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 当局のほうもないということで、よろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） これで、ただいま出席の所管課に係ります事項を終了いたします。

ここで、職員入替えのため、暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時31分

再 開 午前10時33分

○委員長（原田周一） それでは、休憩前に引き続き、会議を始めます。

それでは、建設事業関係所管分に係る事項について進めます。

◎議案第23号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（原田周一） 付託議案審査について。

議案第23号、宇治田原町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。下岡上下水道課長。

○上下水道課長（下岡浩喜） それでは、議案第23号、宇治田原町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて。

これにつきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方自治法の規定に繰下げが生じたことによる引用条項を改正するものです。

条例第5条、議会の同意を要する賠償責任の免除中、地方自治法第243条の2の2第8項、職員の賠償責任を第243条の2の8第8項に改正します。

議案第23号資料のほうをご覧ください。

これは地方公営企業法第34条職員の賠償責任において準用する地方自治法職員の賠償責任第243条の2の2が繰り下がり、第243条の2の8となるものです。地方自治法第243条の2の8第3項では、第1項の職員が同項に規定する行為により、当該普通地方公共団体に損害を与えたと認められるときは、期限を定めて賠償を命じなければならないとありますが、第8項では当該損害が避けることはできない事故、その他やむを得ない事情によるものであることの証明を相当と認めるときは、議会の同意を得て賠償責任の全部または一部を免除することができるとしております。以上でございます。

○委員長（原田周一） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 特に質疑がないようでございますので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 異議なしと認めます。

議案第23号の討論を行います。直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（原田周一） 挙手全員。よって、議案第23号、宇治田原町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第24号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（原田周一） 次に、議案第24号 宇治田原町水道布設工事監督者の設置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。下岡上下水道課長。

○上下水道課長（下岡浩喜） それでは、議案第24号、宇治田原町水道布設工事監督者の設置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、水道法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第24号の資料、A 4、片面1枚のほうをご参照ください。

改正内容は、水道整備・管理行政の権限等が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されることに伴い、該当条項の改正を行うものです。

条例第4条、水道技術管理者の資格では、水道法第19条第3項に規定する条例に定めるべき資格として、第6号に「厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者」とあるのを、「国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者」に改正するものです。以上でございます。

○委員長（原田周一） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ございませんか。特に質疑がないようでございますので、これにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 異議なしと認めます。

議案第24号の討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（原田周一） 挙手全員。よって、議案第24号、宇治田原町水道布設工事監督者の設置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第30号～議案第38号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（原田周一） 次に、議案第30号から議案第38号までの9議案については、指定管理者についてであるため一括して議題といたします。

当局の説明を求めます。垣内建設事業担当理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） それでは、まず、議案第30号から議案第34号までの指定管理者の指定についての5議案につきまして、ご説明を申し上げたいと思います。

銘城台及び緑苑坂の都市公園5施設の指定管理期間が、令和6年3月31日をもって満了となりますことから、引き続きまして、この5施設についての指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者の選定につきましては、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が相当程度期待できると認められるときには公募によらず選定できるという規定もございます。当該施設につきましては、地域に密着した都市公園でございます。平成18年度から地元自治会等を指定管理者としてまいりましたので、引き続き、銘城台自然公園及び銘城台児童公園、この2施設につきましては銘城台自治会を、また、緑苑坂てんじんやま公園、緑苑坂にし公園及び緑苑坂なか公園の3施設につきましては緑苑坂区を指定管理者として指定するものでございます。以上です。

○委員長（原田周一） 田村産業観光課長。

○産業観光課長（田村 徹） 続きまして、議案第35号から第38号までの4議案につきまして、私のほうからご説明申し上げます。

林業センター、森林総合利用施設、商工センター、宇治田原町お茶の京都交流拠点施設こちらの4施設につきまして、指定管理期間が令和6年3月31日、今月末をもって満

了となりますことから、引き続き、指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

まず、議案第35号でございますが、こちら林業センターにつきましては、同施設の主な利用者が森林組合員でもありますことから、地方自治法の改正に伴いまして、平成18年に指定管理者に指定をしております宇治田原町森林組合を引き続き指定するものでございます。

続きまして、議案第36号の森林総合利用施設（末山及びくつわ池自然公園）、こちらにつきましては、公募を経まして令和4年度から須河車体株式会社さんを指定管理者に指定しているところでございますが、自主財源で施設整備やイベントを開催するなど、公園の集客力を強化する取組の実績が十分あること、また認可外保育施設の活動に協力するなど、地域に根差した取組が行われていることから、引き続き、須河車体株式会社を指定管理者に指定するものでございます。

続きまして、議案第37号、商工センターでございますが、こちらの施設の主な利用者が商工会会員でもありますことから、平成18年より指定管理者に指定している宇治田原町商工会を引き続き指定するものでございます。

最後に、議案第38号、宇治田原町お茶の京都交流拠点施設、宗円交遊庵やんたんでございますが、こちらにつきましては、施設開設当初から地域住民で組織する1738やんたん里づくり会に指定管理者を指定しておりまして、こちらの会につきましては、地域に根差した柔軟な運営や日本緑茶発祥の地のお膝元として、伝統に裏打ちされた自己啓発、情報発信が期待できますことから、引き続き、1738やんたん里づくり会を指定管理者に指定するものでございます。

以上、よろしくご審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（原田周一） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は、議案がたくさんありますので議案名を明確にをお願いいたします。質疑のある方、挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） よろしいですか。

特にないようでございますので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 異議なしと認めます。

まず、議案第30号、指定管理者の指定について（銘城台自然公園）及び議案第31号、指定管理者の指定について（銘城台児童公園）の2議案の討論を一括して行います。直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。議案第30号及び議案第31号の2議案を一括して採決いたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 異議なしと認めます。議案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（原田周一） 挙手全員。よって、議案第30号、指定管理者の指定について（銘城台自然公園）及び議案第31号、指定管理者の指定について（銘城台児童公園）は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号、指定管理者の指定について（緑苑坂てんじんやま公園）、議案第33号、指定管理者の指定について（緑苑坂にし公園）及び議案第34号、指定管理者の指定について（緑苑坂なか公園）の3議案の討論を一括して行います。直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。議案第32号から議案第34号までの3議案を一括して採決いたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 異議なしと認めます。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（原田周一） 挙手全員。よって、議案第32号、指定管理者の指定について（緑苑坂てんじんやま公園）、議案第33号、指定管理者の指定について（緑苑坂にし公園）及び議案第34号、指定管理者の指定について（緑苑坂なか公園）は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号、指定管理者の指定について（宇治田原町林業センター）の討論を行います。直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（原田周一） 挙手全員。よって、議案第35号、指定管理者の指定について（宇治田原町林業センター）は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号、指定管理者の指定について（森林総合利用施設（末山及びくつわ池自然公園））の討論を行います。直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（原田周一） 挙手全員。よって、議案第36号、指定管理者の指定について（森林総合利用施設（末山及びくつわ池自然公園））は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号、指定管理者の指定について（宇治田原町商工センター）の討論を行います。直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（原田周一） 挙手全員。よって、議案第37号、指定管理者の指定について（宇治田原町商工センター）は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号、指定管理者の指定について（宇治田原町お茶の京都交流拠点施設）の討論を行います。直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（原田周一） 挙手全員。よって、議案第38号、指定管理者の指定について（宇治田原町お茶の京都交流拠点施設）は、原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第39号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（原田周一） 次に、議案第39号、城南衛生管理組合規約の変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。谷出建設環境課長。

○建設環境課長（谷出 智） 議案第39号、城南衛生管理組合規約の変更についてにつきましては、城南衛生管理組合の事務所が八幡市沢から宇治市折居へ移転するに伴い、組合規約第4条に規定します組合事務所の位置を変更すべく組合規約を変更することにつきまして、地方自治法第286条第2項の規定により、協議をするため、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○委員長（原田周一） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 質疑ございませんか。ないようですから、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 異議なしと認めます。

議案第39号の討論を行います。直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（原田周一） 挙手全員。よって、議案第39号、城南衛生管理組合規約の変更については、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります付託議案審査を終了いたします。

さきの審査と併せて、以上で今回、総務建設常任委員会で付託されました16議案の審査を終了いたしました。

この審査結果につきましては、総務建設常任委員会委員長名をもって、委員会報告書を議長宛てに提出いたします。

ただいま審査いただきました議案第39号を除く付託議案について、また文教厚生常任

委員会に付託されている議案につきましても、3月28日の本会議において討論される方は、討論通告書を3月26日火曜日午後5時までに議長宛て提出してください。

なお、議案第39号は3月15日の本会議で採決を予定されておりますので、討論通告書は明日3月13日水曜日午後5時までに議長宛て提出してください。

◎各課所管事項報告について

○委員長（原田周一） 日程第2、「各課所管事項報告について」を議題といたします。

最初に、建設環境課所管の「第3期宇治田原町環境基本計画に係るパブリックコメントの実施結果について」説明を求めます。谷出建設環境課長。

○建設環境課長（谷出 智） それでは、第3期宇治田原町環境基本計画に係るパブリックコメントの実施結果について、ご報告させていただきます。

今年度策定を進めております宇治田原町環境基本計画の第3期の計画の原案につきまして、パブリックコメントを実施いたしました。

実施期間のほうは令和6年1月9日から2月8日の期間でさせていただきました。

募集対象としては、町内在住在勤の個人、事業団体、宇治田原町の環境施策に関心のある方とさせていただいております。

周知方法につきましては、広報1月号に掲載のほか、挟み込みチラシ、ホームページ等、また公共施設への資料の設置というところでさせていただいたところでございます。

意見の提出方法は、郵送、持参、メール、ファクス等でございます。

実施結果につきましては、1名の方から1件のご意見を提出いただいたところでございます。

そちらのご意見といたしましては、10年後の環境は大きく変化していると思われるが、その時代の中心を担う年齢層の人々が取り組みやすいよう、宇治田原町らしさを組み入れ、宇治田原町が発信地となるような計画にしてもらいたいというようなご意見をいただいたところです。

回答といたしましては、後でご報告させていただきますが、策定委員会での協議を踏まえ以下のおりの回答をさせていただいたところでございます。

10年後の地球環境がどのように変化しているか正確に予想することは難しいが、ふるさと宇治田原町の目指すべき環境像を決定し、それを実現しようとするのが今回の策定を進めている第3期計画であり、計画は幅広い年齢層の方々がともに学び、考え、取り組むことができるよう、本町の豊かな自然環境などを活用した「宇治田原らしさ」を盛

り込み、地域に根差した取組を広く発信できるような計画にしたいと考えているというところで、町の回答としたところです。こちらにつきましては、現在、町ホームページに提出意見とともに掲載しているところでございます。

以上、ご説明終わります。

○委員長（原田周一） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 特にないようでございますので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、第4回宇治田原町環境保全計画策定委員会の開催結果について、説明を求めます。谷出建設環境課長。

○建設環境課長（谷出 智） それでは、第4回宇治田原町環境保全計画策定委員会の開催結果について、ご説明いたします。

環境基本計画の第3期の策定のために、宇治田原町環境保全計画策定委員会を開催し、計画案等につきまして協議していたところでございます。

第4回目につきましては、2月20日に開催させていただきました。

委員10名、全員の方、出席いただいております。傍聴希望者はなしでございました。出席委員は記載のとおりでございます。

議題といたしましては、パブリックコメントの実施結果についてと、環境基本計画の案についてご審議いただいたところです。

会議結果につきましては、パブリックコメントには、先ほどご説明させていただきましたが、パブリックコメントには1名から1件の意見が提出された。町の考え方を示して町のホームページで公表します。パブリックコメントでの意見による計画（原案）の修正はなかったため、本原案を最終案として了承する。計画書には基本理念ごとに関連するトピックスをコラムとして掲載する。次年度には計画の概要版を作成し、住民全ての方に配布するということと予定しております。

主な意見としましては、先ほどご説明したとおりでございますが、パブコメの回答に幅広い年齢層への普及や協働の考え方を盛り込んでほしいというご意見をいただいたところでございます。

計画の策定及び公表についてでございますが、すみません、資料、ペーパーはございませんが、去る3月8日金曜日に開催の第2回宇治田原町環境審議会におきまして、第3期環境基本計画については、案に基づき計画を策定・推進されたいとの答申を受けた

ところでございます。これを持ちまして、3月末を目途に庁内での決裁を完了し、計画を策定・公表する予定でございます。

議会のほうに対しましては、3月末をめどにコピーしたものを、製本はちょっとエコの関係からさせていただきますが、計画のほうをお配りするというふうな予定にしております。以上でございます。

○委員長（原田周一） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方、挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 質疑がないものと認めます。

これにて、建設環境課所管事項の報告の質疑を終了いたします。

次に、まちづくり推進課所管の第9回宇治田原町地域公共交通活性化協議会の開催結果について、説明を求めます。植村まちづくり推進課課長補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（植村和仁） それでは、お手元の資料に基づきまして、第9回の宇治田原町地域公共交通活性化協議会の本年度第3回目となります会議のほうを開催いたしましたので、結果についてご報告いたします。

開催日時、1月31日水曜日、午前10時半から役場庁舎にて行いました。

出席委員につきましては、井上会長、播磨副会長ら11名中10名出席いただいております。当日の傍聴者は3名、榎木議員、上野議員、ほか傍聴いただいております。

議題につきましては、資料にもございます番号1から5の内容でございまして、今年度、3回目の会議でもありますことから、これまで取り組んできました内容、またこの間の諸報告等を行ったところでございます。

会議結果につきまして、1番目、令和4年10月から令和5年9月の間のハートタクシー運行に係る国庫補助、地域公共交通確保維持改善事業、フィーダー補助になりますが、こちらに係る事業評価、自己評価について協議を行ったところでございます。地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に地域公共交通計画と補助系統の位置づけのほうが要件化されており、また交付要綱にも計画と補助を関連づけた評価が求められていることから、協議会で自己評価を行ったところでございます。

内容につきまして、計画に沿ったものであるとご承認いただき、国交省に評価内容を報告いたしますとともに、今後、スケジュールに基づきまして、約24万円の運行補助がなされる予定であります。

次に、2番目、令和4年10月から令和5年9月の間のハートバス運行にかかる京都府

補助、市町村地域生活路線支援補助金につきまして、こちらも報告を行いました。こちら、本年度より制度が地域の実情に応じた公共交通確保への支援と見直されておりまして、地域公共交通計画に位置づけされた路線であり、維持が困難な市町村行き運行する路線が改めて対象となりました。本町においては各種補助要件等もある中で、公共交通計画策定後の令和5年4月から9月の間のハートバス運行経費が対象となっております。約10万円の運行補助がなされる予定でございます。

3番目でございます。この間で新しい地域公共交通の利用促進に取り組んだ内容をまとめております。主な活動の様子は裏面の記録写真のとおりでございます。特に11月3日金曜日、商工祭で今年度初めて啓発イベントを行っております。また今年度初めて職場体験学習、中学生2名受け入れまして、自家用車以外でも移動できる生活を周知させていただいたところでございます。これ以外でも、主要バス停での啓発物品等の配布にも取り組む等、各種方法で利用促進活動に努めております。

その他といたしまして、初の取組でございます4月22日から8月末の間に募集を進めましたSNSを活用したフォトコンテストに係る審査方法につきまして、説明とともに、今後のスケジュール等について確認を行いました。審査結果につきましては、資料のとおり、別添の資料をつけておりますが、とおりでございまして、入選作品につきまして構図や内容、それからタイトルも含めて素晴らしいものとなっております。こちら最優秀賞の表彰は今月内の城陽市内商業施設でのシティプロモーション活動内で実施する予定でありまして、こちらそれぞれの入選作品につきましてもホームページやSNSで発信しているほか、バス停内での展示など、今後の利用促進活動に活用していく予定であります。

これら各種利用促進の取組につきまして、持続可能な地域公共交通を確保していく上で重要であると、もちろん計画にもうたわれておるところでございます。ソフト面のこのような活動を通じて交通システムの持続可能に今後もつなげていきたいと考えております。

会議の意見等につきましてでございますが、利用促進活動について熱心に取り組まれており、密に取り組んでいることはすごいことであると理解してよいとのご意見や、今後も地域の皆さんが利用してもらう方策を検討していく必要があるとのご意見もいただいているところでございます。

年度内の会議、今回をもって終了でございますが、今後も事業の進捗報告、それから運行検証等、協議を進めてまいりますとともに、地域の方々とともに地域公共交通の維

持・促進を進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○委員長（原田周一） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方、挙手願います。ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 特に質疑がないようでございますので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、沖縄県南城市との交流について、説明を求めます。植村まちづくり推進課課長補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（植村和仁） それでは続きまして、沖縄県南城市との交流につきましてご報告させていただきます。

ハートのまちをテーマに交流を進めております沖縄県南城市民の方々に宇治田原町のことを広く知っていただき、また理解を深めていただくため、沖縄県の南城市まちづくり推進課のご協力を得まして、今回第2回目となるオンライン講演会を開催いたしました。

日時は2月27日3時から5時と。Web・ビデオ会議アプリケーションのWebexを活用したオンライン形式で実施したところでございます。

事業名、ハートのまちで“つなぐ”交流講座～「緑茶」を通じて京都を学ぶ～でございます。南城市まちづくり推進課からの申出もあり、今回は日本緑茶に焦点を当て、交流先である本町を理解していただく内容となっております。

参加された方、定員15名に対して、一般成人10名、南城市の交流関係職員2名も参加され、12名がそれぞれ、各自、オンラインで参加されたところです。

講演内容といたしましては、私どもからの本町の観光産業、ハートのまち宇治田原町の取組の紹介。それから産業観光課から木原専門官による日本緑茶の歴史、お茶の種類、効能、それからおいしいお茶の入れ方など、パワーポイントでの説明のほか、実演も交えて講演いたしました。事前に南城市まちづくり推進課を通じて、煎茶1,000パック、玉露と煎茶2種を、それからお茶に関する資料を参加者のお手元のほうへ届けておりますので、参加者も実際にお茶を入れる体験をしながら、本町やお茶について理解を深めていただきました。

参加者の感想といたしまして、茶がらを食べることになじみがなくとても新鮮で驚いたと、以前より茶がらを捨てるのがもったいないと思っており、調味料で味付けしてご飯のお供にしたいとか、心が渴けばゆっくり急須でお茶を飲み、乾いた心を満たしても

raitaiという言葉に感動を覚えたというようなことでございます。また、今後、お茶の体験ができる宇治田原町を訪問したいとの感想もいただいております。

今後も南城市の方々が本町を知っていただく講座をオンライン形式で開催していくなど、両市町の住民が交流先に触れて、理解を深めていける取組を継続して進めていき、心の距離を少しでも近づけてまいりたいと考えております。以上でございます。

○委員長（原田周一） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方、挙手願います。ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 質疑がないようでございますので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、新名神高速道路建設事業等の進捗について、説明を求めます。垣内建設事業担当理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） それでは、新名神高速道路事業の進捗につきましてご説明申し上げます。昨年9月の報告からの変わった点等も踏まえてになります。

まず、1枚目のA4、それから2枚目のA3、併せてご覧いただきたいと思います。

まず、高架橋、宇治田原第一高架橋につきまして、（その2）工事、IHIインフラシステム、2月末時点での出来形が99.8%となって、進捗率、もう間もなく終了時点でございます。

それから、宇治田原第二高架橋、大成建設のほうです。2月末時点での出来形が96.2%、それから同じ第二高架橋のPC上部工（その2）、大成建設のほうは12.7%でございます。

その下、トンネル工事、宇治田原トンネル東工事、それから東工事（その2）、それぞれ戸田建設でございますが、現在、上り線のほうが1,147メートルを受注されておりますが、そのうち938メートル、約82%の進捗でございます。下り線の部分については915メートル分のうち、353メートルが進捗されておりますので、約38%も掘削が完了しております。実は2月末時点での出来形、それぞれ100%分、それから（その2）工事のほうは47.9%でございます。

トンネル西工事のほう、西工事、それから西工事（その2）が鹿島建設でございます。こちらのほうも上り線が805メートルのうち472メートル、58%、下り線が1,075メートルのうち1,075メートル、100%掘削が完了しております。2月末時点では97.8%と25.5%でございます。

それと、インターチェンジのほうですけれども、これが大林組と銭高組と青木あすなろのJVとなっておりまして、1.7%でございます。

土工事になります。これが宇治田原工事、大林組さん、一番下です。それぞれ、もう岩山、禅定寺終わっておりますけれども、禅定寺、緑苑坂の山手北の奥、大津市側までやっただいての工事になります。これが、出来形が19%になります。

ちょっと、あと資料にはございませんけれども、アクセス道路として、主要地方道路の宇治木屋線、いわゆる鷲峰山トンネルにつきますのでの工事でございますが、工事延長2,953メートルで、貫通を昨年8月末に貫通しております。貫通式も終わりました、引き続き、今、トンネル内の舗装、それから設備工事等々行っておりますので、令和6年度中には完成し、トンネルの供用開始を予定されております。以上でございます。

○委員長（原田周一） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方、挙手願います。ございませんか。山内委員。

○委員（山内実貴子） 今、銘城台から宇治のほうに向かう迂回路が造られているところなんですけれども、その下を新名神が走るということをお聞きしているんですが、今の迂回路はある程度使うようになるのでしょうか。

○委員長（原田周一） 垣内理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） 今、おっしゃられている、ちょうど銘城台交差点から須河車体さんの右側のぐぐっと迂回して、くつわ池のほうに行く道なんですけれども、おっしゃられるとおり新名神工事が今の道路、いわゆる上り勾配の道路よりも10数m、20m近く深いところまで掘り下げます。その後に、現在、あれ郷之口末山線という町道になりますが、その末山線については上をまたぐ橋がかかりますので、新名神高速道路を、その橋が完成するまでは今現在の迂回路をご利用いただくという形になります。

ですので、先日、工事の進捗が遅れているという発表もございましたので、しばらくは迂回路をご利用いただくことになるかと考えております。

○委員長（原田周一） よろしいですか。

○委員（山内実貴子） はい。

○委員長（原田周一） ほかにご質問ございませんでしょうか。今西委員。

○委員（今西利行） かなり、インターチェンジの工事が遅れているというふうに、これでも見受けられるんですけれども、それはどんな状況か分かったら教えてください。

○委員長（原田周一） 垣内理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） ネクスコ西日本のほうからの発表によりますと、イン

ターチェンジのところのいわゆる土質が非常に悪い。それから、城陽市域のところの土質も悪いということがありますので、そういった今、土質の状況の確認作業の施工がどういうふうにできるのかということを今、確認しております。ですから、遅れている内容としては土質の調査、それから土質の改良工事の内容、そこが遅れている原因の主だというふうに聞いております。

○委員長（原田周一） よろしいですか。

○委員（今西利行） じゃ、先ほど山内委員から質問あったんですけども、ということは迂回路はもうなくなるという、こう何か急に上がっていて非常に危険だというふうな声も聞くんですけども、あれはなくなってしまうというふうに理解していいんでしょうか。

○委員長（原田周一） 垣内理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） あくまでも工事用の迂回路になりますので、最終、工事が完成し、前と同じ場所には2の2号線というて郷之口下町から田村資料館を抜けていく2の2号線というんですけども、町道の。その道の形状は多少は当然変わりますが、今の、今言わはった須河車体から右のほうに上っていくような勾配の道自体からは変わります。ですから、橋ができて、2の2号線とつなぐ道が恐らく橋の下手側のほうにつながっていくと思いますけれども、それは形状が変わるのは工事が完成してからになります。

○委員（今西利行） 結構です。

○委員長（原田周一） よろしいですか。

ほかに質疑のある方ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ないようでございますので、これにてまちづくり推進課所管事項報告の質疑を終了いたします。

次に、産業観光課所管のため池ハザードマップについて、説明を求めます。田村産業観光課長。

○産業観光課長（田村 徹） かねてより作成業務に取り組んでおりましたため池ハザードマップにつきまして、今年度分が完成いたしましたので、本日お手元にお配りさせていただいております。お手元のクリップ留めの資料のほうを併せてご覧ください。

町内11か所防災重点農業用ため池あるんですけども、今年度は岩山の隠谷東池について、マップを作成したところでございます。

まず、表面、こちらにつきましては、緊急時編としまして、ため池が決壊したときの浸水想定区域や避難場所、避難時の注意事項などを掲載しており、また周辺エリアの洪水土砂災害ハザードマップ、こちらも併せて掲載しております。

裏面のほうめくっていただきましたら、こちらにつきましては、維持管理編といたしまして、ため池の概況と、あと日常の維持管理などについて掲載しております。このマップを作成することによりまして、それをまた住民の皆さんに周知することによりまして、防災情報の周知と周辺の住民の方などがあらかじめ避難経路等を検討する際の参考としていただきますのと、裏面が維持管理編となっておりますので、施設管理者の日頃からの点検や適正な管理にご活用いただきたいと考えているところでございます。

今年度で7か所のマップを完成することができました。残る4か所になりますが、そこらについても引き続き、作成していくこととしておりまして、令和6年度当初予算案にその費用を上げさせていただいているところでございます。以上でございます。

○委員長（原田周一） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。よろしいですか。山内委員。

○委員（山内実貴子） 今の裏面のほうの維持管理というところなんですけど、こういうことをやっていただきたいということを書かれているんですが、実際、通常、今までも維持管理というのはどのようになっていたんでしょうか。

○委員長（原田周一） 田村課長。

○産業観光課長（田村 徹） 通常の維持管理につきましては、施設管理者の方にやっていただいていることになりますので、施設管理者の方に、特に増水が心配されるときなどは連絡を取ったりとかいうこともございますし、当然、職員といたしましても、毎年、点検のほうは回っておりますので、それを見る限りは現状、特に問題なく、適正に管理いただいているのかなと、そのように感じているところでございます。以上でございます。

○委員長（原田周一） 山内委員。

○委員（山内実貴子） 池の周りは維持管理ができていない形かもしれませんが、結構、土手というのか、その上の辺りの木が生えている場所が多々あったと思うんですが、その辺りの管理もやっぱりある程度見ていかないと、その池のほうにいろんな木々ということもあるのかなと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○委員長（原田周一） 田村課長。

○産業観光課長（田村 徹） 今、おっしゃられているのはこっちの裏面の写真のところ

に木々がうっそうとなっていてところやと思うんですけども、そちらにつきましてはため池といいますよりも周りが山林であったり、またこれは隠谷になりますので、残置森林的なところにもなりますので、そちらの所有者の方にまた町のほうからお願いなりしていきたいと思います。以上でございます。

○委員長（原田周一） 山内委員。

○委員（山内実貴子） そういう周りの管理も気をつけないといけないのかなと思っていますので、よろしくお願いします。

○委員長（原田周一） よろしいですね。

ほかに、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 特に質疑がないようでございますので、これにて産業観光課所管事項報告の質疑を終了いたします。

次に、上下水道課所管の宇治田原町水道事業及び下水道事業経営等審議会令和5年度第2回会議結果について、説明を求めます。垣内上下水道課課長補佐。

○上下水道課課長補佐（垣内紀男） それでは、宇治田原町水道事業及び下水道事業経営等審議会令和5年度第2回会議結果についての報告をさせていただきます。

宇治田原町水道事業料金改定計画の策定作業を進める中、2月22日に今年度2回目の審議会会議を招集いただき、前回12月22日の審議会会議での改定計画素案に対する委員の指摘に基づき、修正した改定計画案について協議を行った上、最終確認をしていただきました。また、これまで計6回の審議会会議の協議を経て、今般、水道料金改定の提言を受けました。

当日ですけれども、委員につきましては全員出席いただいております。傍聴者は1名となっております。

次に、議事につきましてですけれども、宇治田原町水道事業料金改定計画について、次に、宇治田原町水道料金の改定についての提言をいただいております。

協議結果についてでございますけれども、1つ目の宇治田原町水道事業料金改定計画についてでございますが、前回会議で示しました改定計画（素案）への指摘に対する修正点等を説明いたしております。

内容といたしましては、計画期間が5年間であるので、令和11年度の再改定については併記するのが適切ではないとの意見を受けて、令和11年度の再改定については料金の見直しの周期として独立した項といたしました。

次に、改定料金表（案）の適正化につきましては、内容といたしましては、各メーター口径の引上げ率の上限を設定し、料金表（素案）を作成しましたが、13ミリから25ミリまでの一部の現実的想定できる使用水量で上限を超えることがあることが判明したため、当該部分を修正したことを報告しております。

次に、主な意見、質問といたしましては、まず質問といたしまして、家庭用と事業所用の料金改定率に差があるが、どのような基準で決められたのかという質問をいただいております。回答といたしましては、近隣4市町の口径・水量ごとの平均料金を超えない範囲で激変緩和を考慮して設定したと回答しております。

次に、意見といたしましては、大口径料金を他市より安く抑え、企業誘致を図っていききたい経緯もあるが、大口径の改定率が小口径に比べ大きくなり、企業に負担をかけることになるが、水道事業を存続していくには企業に負担をお願いしたいと意見をいただいております。

次に、老朽施設の更新及び耐震化の財源を確保していくには、今後も5年ごとに定期的な料金見直しを行っていく必要があるということであります。

次に、水道利用者への周知に当たっては、用途に応じたモデルケースごとに現行料金と改定料金をイメージしやすいように図示してはどうかという意見をいただいております。

次に、宇治田原町の水はおいしい。今後も宇治田原町の水道は宇治田原町の水で提供していただきたいと意見をいただいております。

次に、水道事業は水道利用者の共有財産という意識を持っていただく必要があるという意見をいただいております。

2つ目といたしまして、宇治田原町水道料金の改定についての提言をいただいております。提言内容につきましては、別紙をご覧ください。

提言内容の要旨といたしましては、まず1つ目が水道事業の深刻化が差し迫った今、料金改定計画を立て、健全化の方針を打ち出すことが必要不可欠であり、料金改定計画案は妥当と。今後も定期的に料金の見直しの検討を行い、財政状況の改善に努められたい。最後に、維持管理費用や災害対策費用に充てる資金として、また将来の施設・設備等の更新財源として、一定程度の自己資本金を蓄積しておかなければならないという要旨でございます。

最後に、その他の報告といたしまして、湯屋谷地区における汚水処理手法の変更についての報告をさせていただいております。

湯屋谷地区の汚水処理事業につきましては、時期、効果、地域特性等を総合的に判断した結果、公共下水道事業から浄化槽整備推進事業に変更するとし、令和6年2月3日に区民説明会を開催いたしました。区民説明会に臨むに当たって、令和5年9月29日に湯屋谷区役員と、11月4日に湯屋谷区組長会議を対象に事前説明会を行っていることも同時にお知らせしております。

審議会の結果については以上でございます。

○委員長（原田周一） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 特に質疑がないようでございますので、これにて上下水道課所管事項報告の質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告についてを終了いたします。

これで日程に掲げておりますただいま出席の所管分の付託議案審査及び各課所管事項の報告を終了いたしますが、その他、委員から何かございましたら挙手願います。ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 当局から何かございませんでしょうか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） これでただいま出席の所管課に係る事項を終了いたします。

◎その他

○委員長（原田周一） 次に、日程第3、その他を議題といたします。

委員から何かございましたら、挙手願います。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 当局のほうから、何かございませんでしょうか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 事務局のほうから。

（「なしです」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） なし、はい。

ないようでございますので、日程第3、その他について終了いたします。

本日は、付託議案16件、各課所管事項報告等多岐にわたっての審査が終了いたしました。無事、審査を終了できましたことに御礼申し上げます。

本年度も残すところ3週間余りとなりました。各課におかれましては、いま一度事業執行等において最終確認を行い、適正な執行に努めていただくよう強く求めています。

また、所管に係ります重要事項、懸案事項の報告につきましては、年度が替わりましても遺漏のないようよろしくお願いをしておきます。令和6年度4月の閉会中の委員会におきましては、第1四半期の執行状況の報告を願う予定としています。4月23日午前10時から予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で本日の総務建設常任委員会を閉会いたします。大変ありがとうございました。

閉 会 午前11時28分

宇治田原町議会委員会条例第 26 条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長

原 田 周 一